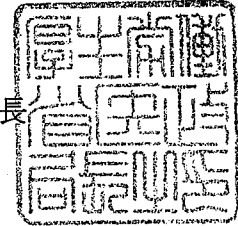


医政発0329第11号  
平成24年3月29日

各  
〔都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長〕  
殿

厚生労働省医政局長



### 医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

医療計画における精神疾患の取扱い及び療養病床等に係る経過措置についての社会保障審議会医療部会における議論や、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行等を踏まえ、「医療法施行規則等の一部を改正する省令」（平成24年厚生労働省令第33号。以下「平成24年改正省令」という。）により、下記のとおり、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）等の一部を改正することとしました。

平成24年改正省令については、平成24年3月22日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりますので、貴職におかれましては、制度の趣旨を御了知いただくとともに管下の医療機関に周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

### 記

#### 1. 改正の概要

##### （1）医療計画において定める疾病の追加

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4により、都道府県は、医療計画を策定することとされており、医療計画においては、四疾病及び五事業に係る事業の目標や医療連携体制等を定めることとされているが、疾病の対象に精神疾患を追加すること。（規則第30条の28関係）

## (2) 転換病床に係る経過措置の延長等

医療法施行規則の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第133号。以下「平成18年改正省令」という。)により、病院の開設者が、平成24年3月31日までに、当該病院の精神病床又は療養病床について、介護老人保健施設等に転換するとして都道府県知事に届け出た病床(以下「転換病床」という。)に関し、平成24年3月31日まで廊下の幅並びに医師、看護師、准看護師及び看護補助者の人員配置に係る経過措置が講じられているが、当該転換病床について、平成30年3月31日までは下記のとおり取り扱うこと。

- ① 転換病床に係る病室に隣接する廊下の幅を、内法による測定で1.2メートル、両側に居室のある場合を1.6メートルとする措置を延長すること。(規則附則第51条関係)
- ② 転換病床における入院患者の数に応じた医師の人員配置について、現行の48:1を96:1に緩和する措置を延長すること。(規則附則第52条第1項等関係)
- ③ 転換病床における入院患者の数に応じた看護師、准看護師及び看護補助者の人員配置について、看護師及び准看護師の配置を9:1、看護補助者の配置を9:2に緩和する措置と同等の基準を、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準(※)として規定し直すこと。(規則附則第52条第5項、第6項関係)

(※) 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

## (3) 療養病床に係る経過措置の創設

医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)及び平成18年改正省令により、平成24年3月31日までは、療養病床における入院患者の数に応じた看護師、准看護師及び看護補助者(以下「看護師等」という。)の人員配置に係る経過措置が講じられているが、当該療養病床について、一定の要件を満たす病院又は診療所であることを平成24年6月30日までに届け出たものに限り、平成30年3月31日までは下記のとおり取り扱うこと。

- ① 療養病床を有する病院であって、平成24年改正省令の施行の際現に、介護療養型医療施設（転換病床を有する病院を除く。以下「特定介護療養型医療施設」という。）又は看護師等の員数が規則第19条第2項第2号及び第3号に掲げる数に満たない病院（以下「特定病院」という。）であるものについては、特定介護療養型医療施設又は特定病院であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合、療養病床における入院患者の数に応じた看護師等の人員配置について、看護師及び准看護師の配置を6：1、看護補助者の配置を6：1に緩和する措置と同等の基準を、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準として規定し直すこと。（規則附則第53条）
- ② 療養病床を有する診療所であって、平成24年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が規則第21条の2第2項1号及び第2号に掲げる数に満たない診療所（以下「特定診療所Ⅰ」という。）であるものについては、特定介護療養型医療施設又は特定診療所Ⅰであることを開設地の都道府県知事（その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長とする。以下「都道府県知事等」という。）に届け出た場合、療養病床における入院患者の数に応じた看護師等の人員配置について、看護師及び准看護師の配置を6：1、看護補助者の配置を6：1に緩和する措置と同等の基準を、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準として規定し直すこと。（規則附則第54条）
- ③ 療養病床を有する診療所であって、平成24年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が平成13年改正省令第23条第2号に掲げる数に満たない診療所（以下「特定診療所Ⅱ」という。）であるものについては、特定介護療養型医療施設又は特定診療所Ⅱであることを開設地の都道府県知事等に届け出た場合、療養病床における入院患者の数に応じた看護師等の人員配置について、看護師等の配置を3：1（そのうちの1人については、看護師又は准看護師）に緩和する措置と同等の基準を、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準として規定し直すこと。（規則附則第55条）

#### (4) その他

所要の規定の整備を行うものであること。

## 2. 施行に当たっての留意点

### (1) 1. (2) の適用対象について

規則附則第51条及び第52条の適用対象となるのは、平成24年3月31日までの間に転換を行おうとして開設者が都道府県知事に届出を行った病院に限られること。

### (2) 1. (3) に関する届出について

病院又は診療所の開設者が、平成24年6月30日までの間に開設地の都道府県知事等に届け出る際の届出書類の様式例は別添のとおりであるので、各都道府県等における業務の参考にされたいこと。

経過措置の適用に当たっては、平成24年4月1日時点における医療機関の状況で確認されたいこと。

届出書類の作成の際に、看護師等の員数を確認した資料などは適宜当該医療機関において保管するよう指導されたいこと。また、定期の立入検査等の場を活用し、経過措置が適切に運用されているか必要に応じて確認されたいこと。

### (3) 転換病床における看護師、准看護師及び看護補助者の人員配置の取扱いについて

平成24年改正省令の施行により、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき転換病床における入院患者の数に応じた看護師、准看護師及び看護補助者の人員配置に関する基準は、1. (2) ③のとおりであるが、看護師及び准看護師について、転換病床を含めて病院全体としての員数の基準を上回って配置している場合には、「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成18年6月30日付医政発第0630015号厚生労働省医政局長通知）2. (2) における取扱いと同様、基準を超えた分の員数については、看護補助者の員数として算入して差し支えないこと。

### (4) 条例を制定する際の経過措置の取扱いについて

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行により、看護師等の人員配置については本経過措置も含めた厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県において条例で定めることとなるため、遺漏なきよう御対応願いたいこと。

以上

(別添：様式例)

平成 年 月 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

医療機関名  
住所（開設地）  
開設者名 印

療養病床等に関する経過措置の適用に係る届出について

標記について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「則」という。）附則第53条、第54条又は第55条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 届出の根拠規定等について

届出の根拠規定	特定介護療養型医療施設への該当の有無	
	有り	無し

(注1) 「届出の根拠」の欄には、則附則第53条、第54条又は第55条のうちから1つを選択して記入すること。

(注2) 「特定介護療養型医療施設」の内容については、則附則第53条を参照されたいこと。

2. 看護師等の人員配置の状況について

	必要数	平成24年4月1日時点 における現員数
看護師数 及び准看護師数	名	名
看護補助者数	名	名

(注1) 1. の「特定介護療養型医療施設」に該当する場合には、2. の記入は不要であること。

(注2) 「必要数」の欄には、経過措置が適用される前の員数の基準に基づき、平成23年度の入院患者の数及び外来患者の数の平均値を用いて算定される数を記入すること。

(注3) 「平成24年4月1日時点における現員数」の欄には、常勤換算後の数を記入すること。

以上

医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第三十三号） 新旧対照条文

○ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>一、十（略）</p> <p>十一 第二十五条第二号から第五号まで（第二十五条の規定により準用する場合を含む。）に掲げる事項、第二十六条第二号から第四号までに掲げる事項、第二十七条第一項第二号から第四号までに掲げる事項、第五号に該当する場合における第二十七条第一項第三号及び第四号並びに同条第二項第二号に掲げる事項、第二十七条第二号から第四号までに掲げる事項又は第二十八条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとする場合</p> <p>十二・十三（略）</p> <p>（法第三十条の四第二項第四号の厚生労働省令で定める疾病）</p> <p>第三十条の二十八 法第三十条の四第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める疾病は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患とする。</p> <p>附則</p> <p>第五十一条 精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律</p>	<p>（法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>一、十（略）</p> <p>十一 第二十五条第二号から第五号まで（第二十五条の規定により準用する場合を含む。）に掲げる事項、第二十六条第二号から第四号までに掲げる事項、第二十七条第一項第二号から第四号までに掲げる事項、第四号に該当する場合における第二十七条第一項第三号及び第四号並びに同条第二項第二号に掲げる事項、第二十七条第二号から第四号までに掲げる事項又は第二十八条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとする場合</p> <p>十二・十三（略）</p> <p>（法第三十条の四第二項第四号の厚生労働省令で定める疾病）</p> <p>第三十条の二十八 法第三十条の四第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める疾病は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病とする。</p> <p>附則</p> <p>第五十一条 精神病床（介護保険法施行令（平成十年政令第</p>

(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換(当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行おうとして、平成二十四年三月三十一日までの間にその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床(以下この条及び次条において「転換病床」という。)に係る病室に隣接する廊下について、当該転換が完了するまでの間(平成三十年三月三十一日までの間に限る。)は、第十六条第一項第十一号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第五十二条 精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換を行おうとして、平成二十四年三月三十一日までの間にその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき医師の員数の標準は、当該転換が完了するまでの間(平成三十年三月三十一日までの間に限る。)は、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数(以下この項において「特定数」という。)が五

四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換(当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行おうとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床(以下この条及び次条において「転換病床」という。)に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間(平成二十四年三月三十一日までの間に限る。)は、第十六条第一項第十一号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第五十二条 精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換を行おうとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき医師の員数の標準は、当該転換が完了するまでの間(平成二十四年三月三十一日までの間に限る。)は、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数(以下この項において「特定数」という。)が五十二までは三とし、特定数が五十二を超える

十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数とする。

一、四 (略)

2 第五十条第一項の規定により法第七条第二項の許可を受けた病院であつて前項の規定の適用を受けるものについての第五十条第三項の規定の適用については、同項中「第十九条第一項第一号」とあるのは、「第五十二条第一項」とする。

3、4 (略)

5 第一項及び第三項に規定する病院に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師及び准看護師の員数の基準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成三十年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第二項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においては、そのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。

一、四 (略)

6 前項の病院に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護補助者の員数の基準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成三十年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第二項第三号の規定にかかわらず、療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と転換病床（療養病床に係るもの

場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数とする。

一、四 (略)

2 第五十条第一項の規定により法第七条第二項の許可を受けた病院であつて前項の規定の適用を受けるものについての第五十条第三項の規定の適用については、同項中「第十九条第一項第一号」とあるのは、「第五十二条第一項」とする。

3、4 (略)

5 第一項及び第三項に規定する病院に置くべき看護師及び准看護師の員数の基準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第一項第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においては、そのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。

一、四 (略)

6 前項の病院に置くべき看護補助者の員数の基準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第一項第五号の規定にかかわらず、療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と転換病床（療養病床に係るものに限る。）に係る病室の入院患者の数を九をも



限る。)に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数に二を乗じて得た数を加えた数(その数が一に満たないときは)一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする。)とする。

第五十三条 療養病床を有する病院であつて、医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第三十三号。次条及び第五十五条において「平成二十四年改正省令」という。)の施行の際現に、健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設(前条第一項及び第三項に規定する病院であるものを除く。以下この条、次条及び附則第五十五条において「特定介護療養型医療施設」という。)又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数(以下「看護師等の員数」という。)が第十九条第二項第二号及び第三号に掲げる数に満たない病院(以下この条において「特定病院」という。)であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第十九条第二項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院してい

つて除した数に二を乗じて得た数を加えた数(その数が一に満たないときは)一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする。)とする。

(新設)

る新生児を含む。)の数を三をもつて除した数とを加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

第五十四条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四

年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第二十一条の二第二項第一号及び第二号に掲げる数に満たない診療所(以下この条において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事(その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長とする。次条において同じ。)に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二十一条の二第二項第一号及び第二号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一
- 二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六

(新設)

又はその端数を増すごとに一

第五十五条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が平成十三年改正省令附則第二十三条第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、同号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一（そのうちの一については、看護師又は准看護師）とする。

（新設）

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五百十号）（抄）（第二条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。                      （中略）                      第二十一条の二第一項中、「看護師及び看護の補助その他の業務の従事者の員数の標準は、次のとおり」を「員数の標準は、一」に改め、同項各号を削り、同条に次の三項を加える。                      2 （略）                      一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一                      二、四 （略）                      第六条 （略）                      附則第二十三条中「第二十一条第二項第一号」の下に「及び同条第三項」を加え、「医師、看護師及び看護補助者その他の業務の従業者の員数の標準」を「医師の員数の標準並びに都道府県が条例を定めるに当たって従うべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数並びに都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき事務員その他の従業者の員数の基準」に改める。</p>	<p>第三条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。                      （中略）                      第二十一条の二第一項中、「看護師及び看護の補助その他の業務の従事者の員数の標準は、次のとおり」を「員数の標準は、一」に改め、同項各号を削り、同条に次の三項を加える。                      2 （略）                      一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病院の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一                      二、四 （略）                      第六条 （略）                      附則第二十三条中「第二十一条第二項第一号」の下に「及び同条第三項」を加え、「医師、看護師及び看護補助者その他の業務の従業者の員数の標準」を「医師の員数の標準並びに都道府県が条例を定めるに当たって従うべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数並びに都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき事務員その他の従業者の員数の基準」に改める。</p>

○厚生労働省令第三十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十五条第三項、第二十一条、第二十三条第一項並びに第三十条の四第二項第四号の規定に基づき、医療法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

医療法施行規則等の一部を改正する省令

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第十一号中「第四号に」を「第五号に」に改める。

第三十条の二十八中「及び糖尿病」を「、糖尿病及び精神疾患」に改める。

附則第五十一条中「精神病床（」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を、「行おうとして」、」の下に「平成二十四年三月三十一日までの間に」を、「その旨を」の下に「開設地の」を加え、「（平成二十四年三月三十一日）を」（平成三十年三月三十一日）に改める。

附則第五十二条第一項中「行おうとして、」の下に「平成二十四年三月三十一日までの間に」を、「その旨を」の下に「開設地の」を加え、「（平成二十四年三月三十一日）を」（平成三十年三月三十一日）に改め、同条第二項中「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条第五項中「置くべき」を「適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき」に、「標準」を「基準」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第十九条第一項第四号」を「第十九条第二項第二号」に改め、同条第六項中「置くべき」を「適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき」に、「標準」を「基準」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第十九条第一項第五号」を「第十九条第二項第三号」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第五十三条 療養病床を有する病院であつて、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第三十三号。次条及び第五十五条において「平成二十四年改正省令」という。）の施行の際現に、健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設（前条第一項及び第三項に規定する病院であるものを除く。以下この条、次条及び附則第五十五条において「特定介護療養

型医療施設」という。)又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数(以下「看護師等の員数」という。)が第十九条第二項第二号及び第三号に掲げる数に満たない病院(以下この条において「特定病院」という。)であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第十九条第二項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三をもつて除した数とを加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてははそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科

においてはそのうちの適當数を齒科衛生士とすることができる。

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

第五十四条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第二十一条の二第二項第一号及び第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事（その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長とする。次条において同じ。）に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二十一条の二第二項第一号及び第二号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一



第五十五条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型

医療施設又は看護師等の員数が平成十三年改正省令附則第二十三条第二号に掲げる数に満たない診療所

(以下この条において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日まで  
の間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け  
出した場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の  
基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、同号の規定にかかわらず、療  
養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一(そのうちの一については、看護師  
又は准看護師)とする。

第二条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一  
部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成二十三年厚生労働省令第五百十号)の一部  
を次のように改正する。

第三条中「療養病床に係る病院」を「療養病床に係る病室」に改める。

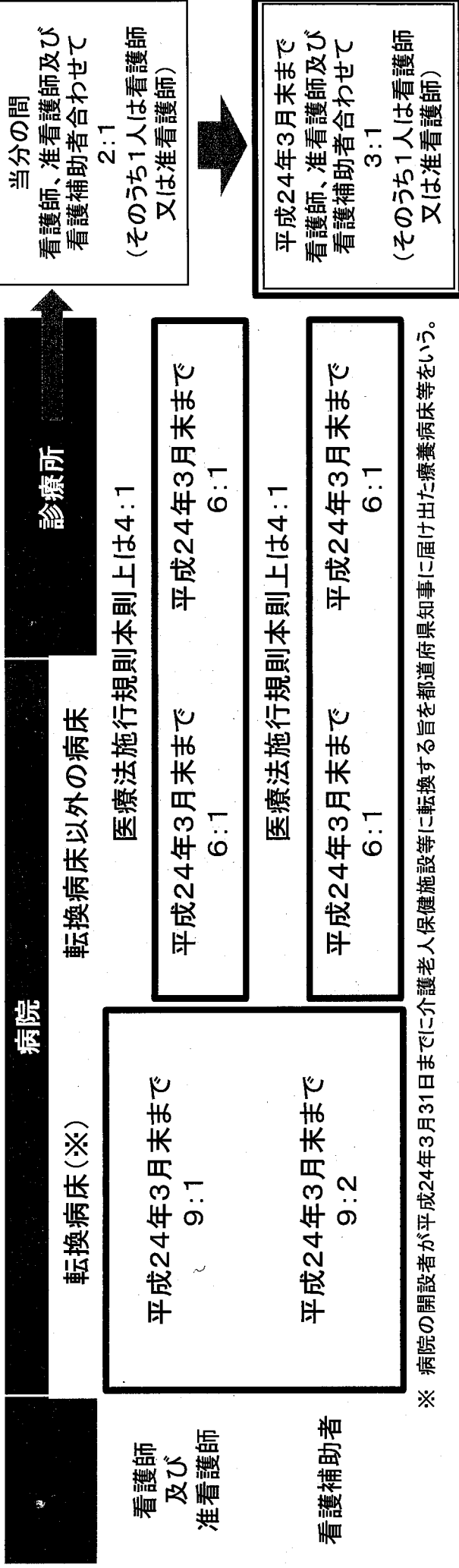
附則第六条中「准看護師」を「准看護師」に改める。

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 療養病床に係る経過措置の延長について

## 1. 療養病床に係る看護師等の人員配置基準の現状



## 2. 平成24年4月以降の取扱い

○ 看護師等の人員配置基準を条例委任する第2次一括法(地域主権関係)が平成24年4月1日から施行されること、及び社会保障審議会医療部会における議論を踏まえ、下記の経過措置を設けた。

### 1. □ の経過措置

平成24年3月末までに転換する旨を都道府県知事に届け出た医療機関については、これまでの経過措置と同等の基準を、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準として、平成30年3月末まで適用する。

※ 廊下幅及び医師の人員配置についても、同様に6年間の延長措置を講じた。

### 2. □ の経過措置

平成24年3月末において①介護療養型医療施設、②4:1を満たさない医療機関、③平成13年改正省令附則の経過措置を満たさない診療所に該当し、その旨を平成24年6月末までに都道府県知事等に届け出たものについては、これまでの経過措置と同等の基準を、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準として、平成30年3月末まで適用する。